平成２２年（フ）第５６７号
川崎市宮前区犬蔵１丁目６番７号　デ・ポアール宮前平602
債務者　大平　　玲（旧姓森川）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５８３号
川崎市多摩区南生田７丁目20番４号
債務者　斎藤佐智子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５８６号
川崎市川崎区中島２丁目３番７―304号　センチュリー川崎中島
債務者　川嶋由梨花
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１２号
川崎市幸区小倉815番地１　市営住宅６―103
債務者　坂井　武夫
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１７号
川崎市多摩区三田３丁目９番地９　三田マンション301
債務者　三戸　真弓
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６３７号
川崎市麻生区金程１丁目13番４号　サンハイムＣ204
債務者　遠山　昌士
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５３３５号
東京都武蔵野市吉祥寺本町２丁目15―21―407
債務者　森　　尚子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３７６号
東京都小金井市東町５丁目24―３　廣川ハイム２
債務者　金田　彩子（旧姓圓堂）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３７７号
東京都足立区西保木間１丁目３―３―505
債務者　高橋　政明
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３７９号
東京都中央区入船１丁目６―12―902
債務者　高橋　　豊
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３８１号
東京都大田区本羽田１丁目７―４―202
債務者　神山　麻喜（旧姓原田・内山）
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３８５号
神奈川県横浜市保土ケ谷区岩崎町12―３―304
債務者　堤　　直
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３９５号
東京都江戸川区東瑞江１丁目９―７
債務者　大野　裕子（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４３５号
東京都板橋区坂下３丁目34―17
債務者　大久保文男
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４３７号
東京都練馬区高松５丁目４―６―101
債務者　高橋真由美
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部